

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行 <http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>

## もしも、こんな理不尽なことがあなたの身に起こったら、許せますか？

これは、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟（2013年9月）18世帯54人、第二次訴訟（2014年3月）11世帯29人、第三次訴訟（2015年3月）5世帯9人、合計で34世帯92人です。

第24回期日

**5月24日(木) 13:30 集合**  
**14:00～神戸地方裁判所101法廷**

**毎回大法廷を満員にしてください！**

閉廷後 報告集会

兵庫県司法書士会館（裁判所北側）  
（終了予定 16:00 ごろ）

今後の期日予定

**8月2日(木) 14時00分**  
**(集合 13時30分) 101法廷**

弁護団より（中嶋知洋弁護士）

～最後まで不屈の闘志で前進します！～

私は、弁護団の中で「全体班」に所属する中嶋です。

先月、京都地裁で原発避難訴訟の判決が言い渡され、同種の集団訴訟における国の責任を認めた3件目の訴訟となりました。避難指示に基づく避難ではない場合でも、個人の当時の状況によっては自主的に避難した方に対しても個別具体的に評価をし、損害を認定していることは大きく評価できます。その点において、画期的な判決であり、避難者に対して国の責任を一つ前進させた意義は大きいものです。

しかし、64人の請求が棄却された点は看過することはできません。原発による放射線被害という未曾有の危険性の極めて高い被害を受けたり、その可能性が高かったために避難をした方々がした請求を裁判所が棄却したことについては到底承服できないことであり、一刻も早く、被害者救済に向けた正当な判決を出してもらえよう最後まで是正を求めていく次第であります。

原告より

～苦渋の決断～

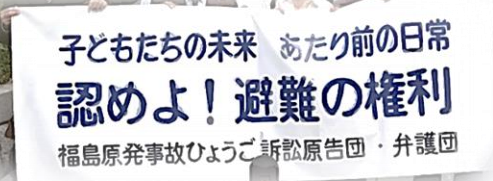
私達は、震災の六年前に仕事の関係で関西より福島市に移住しました。妻と一生懸命貯めた貯金を基に念願の家を建て、一歳になった娘をこの自然豊かな環境で子育てしよう決めました。福島には知り合いが1人もいませんでしたが、仕事や薪ストーブ仲間ができ家族ぐるみの付き合いが広がっていきました。今、考えると仕事、プライベート共に充実していて、普通の日常生活がおくれていた事がとても幸せだったと感じています。

そんな生活の中にあの原発事故が発生しました。しかし今まで築いてきた、生活基盤を全て投げ捨て、すぐに避難することができませんでした。私達は苦悩しながらも娘の被ばくを避ける努力をしていましたが、福島で子育てをしていくことは不可能と判断しなくてはならなくなりました。父親として、見て見ぬふりは出来ませんでした。何度も話し合い、生活の為に、妻は福島に残り別居生活をする決断をし、私は仕事・家を手放し、娘を連れて兵庫県に避難しました。こんなことになってすごく悲しく、七年経った今でも考えると涙が出てしまいます。

こんな苦渋の決断の上、生活基盤を手放させ、家族を分断させた国・東京電力は絶対ゆるせません。

兵庫県原発被災者支援弁護団 事務局  
神戸合同法律事務所 弁護士 辰巳 裕規  
住所: 〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3-3  
電話: 078-371-0171 Fax: 078-371-0175  
<http://hinansha-hyogo.social-action.net/>



# 原発賠償ひょうご訴訟 ぽかぽか★サポートチーム

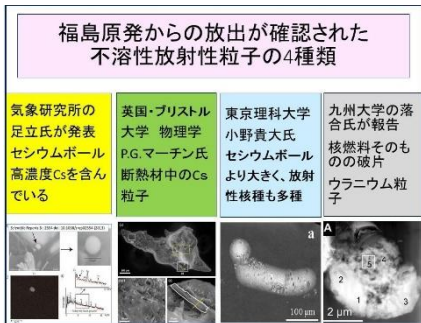
**入会のご案内** 2018.4  
 ぽかぽか★サポートチーム  
 尼崎市潮江 1-3-30KDIビル 4階  
 事務局 (松本理花) 080-1458-5327  
<http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>  
 フェイスブック (ぽかぽかサポートチーム)  
 ツイッター (@pokapokahyogo)

前日期日の原告側主張より

## 避難の正当性

(要旨一部) 東電福島第一原子力発電所から放出された放射性物資について、これまで調査研究されてきていることから、水に溶けない(体内に取り込めば『内部被ばく』し排出されにくい) 吸入し得る小ささの様々な形質の放射性微粒子が広範囲に環境中に放出され、今なお存在している。これらを体内に取り込むリスクがあることにより、原告は被ばくリスクを恐れて避難継続しているのは社会的相当性、合理性が認められる…

(下記図は郷地秀夫医師より提供)



## ぽかぽかサポーターから

先日3月15日京都地裁で原発賠償訴訟判決がありました。東京電力はもちろん、国の責任も認められました。東電も国も、2002年には大津波が来る事を十分に予見できたという事を裁判所が認めたのです。もしもその時に安全対策をしていれば福島原発事故は防げたのです。全電源喪失によるメルトダウンは起こらなかったし、放射能が降り注ぐことも無かったです。原告の皆さんは放射能を浴びなかったし故郷を離れなくてすんだのです。この裁判では放射能から避難し、放射能に怯えず普通に生活する権利を求めているだけです。どの原告にも何の落ち度もありません。にも関わらず3家族は一切の賠償が認められませんでした。「同じ様に母子で避難して来たのに一切認められなかった。」と報告集会で肩を落として発言された女性。それを聞いてどうして全員認められないのか。どうして放射能から子どもを守るために逃げた事を裁判所は認めてくれないのかと憤りを感じました。もしも自分の住む土地が放射能で汚染され遠くに避難したとして、電力会社も国も一切の賠償をしてくれなかったとしたらどうでしょう。仕事も家も友人も全てを新しく始めなければならない上に、家族別々の暮らしだったり、精神的にも様々な不安を抱えています。何の賠償もなく普通の生活ができるでしょうか。福島原発事故は東京電力、国が安全対策を怠ったことによる人災なのです。

兵庫の裁判では内部被曝の危険性についても裁判所に証拠を提出しています。低線量被曝による健康被害の研究は日々更新されてきて放射能による健康被害には閾値がないことが明らかになってきたのです。今後、本人尋問が始まります。「親や親戚、近所は避難したのか。どの情報を見て避難したのか。なぜ帰らないのか。」など京都の裁判では東電、国の弁護士からとても加害者とは思えない質問が繰り返されました。正念場である本人尋問を原告の皆さんが無事に乗り切れるようにこれからも盛り上げていきたいです。このチラシを見た方がひとりでも多く神戸地裁に来て応援して下さる事を願っています。そして次の期日こそは神戸地裁の101号法廷を傍聴人で満席にしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

若狭湾には15機も原発があり、関西電力は3月14日に大飯原発3号機を再稼働しました。大飯原発から神戸までは約103キロ、高浜原発からは95キロです。原発事故は過去の話ではなく、私たちの未来の話なのです。

## 期日前街頭宣伝お手伝いください

5月24日(木)12時30分~13時

JR神戸駅北側で

ぽかぽか通信を配布します

## \*関西訴訟 @大阪地裁

5月31日(木) 開廷時間 14時開廷  
 13時00分~13時15分 抽選券配布

## \*全国で起きている原発賠償訴訟判決

群馬・千葉・生業・京都・東京・いわき避難者  
 …東電・国の責任を認定するもの全面勝訴とはならず  
 いずれも高裁へ

## ぽかぽかサポートチームへの入会はこちら

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)  
 ML上のお名前公開の可否を書いてください

[pokapoka-hyogo@freeml.com](mailto:pokapoka-hyogo@freeml.com)

## サポートのためのカンパはこちらに!

りそな銀行 西宮北口支店 普通 1390467



これまで頂いた個人カンパ  
 M様、M様、N様、I様、G様、N様、K様、O様、K様、O様、N様  
 ご支援ありがとうございます。

カンパは傍聴支援、報告集会の会場代、チラシなどの印刷物、交流会費用、宣伝物、全国の裁判協力などに使わせていただいています。